

保護者が求職活動を行うことを理由として給付認定を希望する場合、ご家庭の求職活動の状況について、把握させていただく必要があります。求職活動を行う保護者の方がお答えください。

なお、当該内容は、利用調整（入所の優先度など）に影響を与えるものではありません。認可保育所等に求職活動により新たに入所する場合の認定期間は、入所日から90日目が経過する月の末日まで（おおむね3か月間）となります。

求職活動状況申告書兼同意書

（あて先）札幌市長

私の求職活動状況等を次のとおり申告します。

勤務先が決まり次第、所定の就労証明書を提出します。

なお、認定期間内に就労証明書又は勤務内定を証明するものを提出できない場合は、認定期間満了となり、保育施設等を退所すること、給付認定における無償化の対象外となることに同意します。

住所 _____

求職活動者氏名 _____（児童との続柄： _____）

児童氏名 _____

（利用施設名） _____

以降の申告項目について、該当の選択肢（ ）を○で囲んでください。

1 本紙の提出事由【いずれか一つを選択】

(1) 認可保育所等の申込・企業主導型保育所の利用・新たに施設等利用給付認定の申請を行うため。

【項目2へ】

(2) (1)以外。（認可保育所等に入所中の場合など）【項目3（裏面）へ】

2 現在の求職活動の状況【いずれか一つを選択】

(1) 保育所等への入所(決定)後または施設等利用給付認定開始後に行う予定。【以降の項目は回答不要です。】

(2) 以前勤務していたことのある職場へ復帰予定であるなど、就労先の目処が立っているため具体的な活動はしていない。【以降の項目は回答不要です。】

(3) 活動を行っている。【項目3（裏面）へ】

(4) その他（ _____ ）

※求職活動の実績がある場合について、必ず裏面も記入してください。

3 直近1か月の求職活動の内容・回数・詳細【複数選択可】

月	求職活動の内容	回数
	① 自宅でインターネットや求人誌を活用し、求人に応募※	
	② ハローワーク等の職業相談	
	③ 求人先での面接	
	④ 講習会・セミナー等への参加	
	⑤ その他（ ）	
※ 電話で確認した段階で募集が既に締め切られていた場合などは、「応募」に含みません。 ※ 応募後、面接を行った場合は①ではなく③「求人先での面接」に計上してください。		
【求職活動内容の詳細】		
月／日	照会または面接を受けた会社等	求職活動の内容、結果など
	電話番号	
4 / 10	(株) ○△商事	ハローワークで求人情報を探し、事務職の採用に応募して面接を受けたが、不採用。
	011-△△△-xxxx	
4 / 15	(株) ○△□	求人情報誌を見てアルバイトに応募するため電話をかけたが、既に採用者が決定していたため不採用。
	011-□□□-xxxx	
1 /		
2 /		
3 /		
4 /		
5 /		
※ 事実確認のため、求職活動を行った会社や事業所に問い合わせ等の調査を行う場合があります。 ※ 認定期間内に勤務内定が決まっても、事情により勤務内定を証明するものを提出できない場合、お住まいの区の健康・子ども課にご相談ください。		

【記入例】